

新居の取得

名 称	住宅購入に対する税金と給付金
担当部課	以下参照

●概要

新築または中古の住宅を取得するとかかる税金があります。また、所得税控除や給付金が支払われる制度もあります。

【不動産取得税(県税)】

土地や家屋などの不動産の取得時に、県が課税する税金です。

【住宅借入金等特別控除(国税)】

住宅ローン等を利用して住宅の取得や増改築をした場合、一定の要件に該当すると申告により所得税の控除を受けることができます。

【すまい給付金】

自らが居住する住宅の取得に際し、引上げ後の消費税率が適用される方に給付金が支払われる制度です。

新築住宅、中古住宅も対象になります。

ただし、収入や住宅の品質や耐震性などの指定の検査を受けるなどの条件があります。

ホームページ・お問い合わせ先

【不動産取得税】

<http://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a001/b011/index.html>

神奈川県藤沢県税事務所(神奈川県藤沢合同庁舎内)

TEL:0466-26-2111(代表)



【住宅借入金等特別控除】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1213.htm>

藤沢税務署

TEL:0466-22-2141(代表)



【すまい給付金】

<http://sumai-kyufu.jp/>

すまい給付金事務局

TEL:0570-064-186



名 称	新築住宅に対する固定資産税の減額制度
担当部課	財務部 資産税課(市役所本庁舎2階)

●概要

次の床面積要件に該当する新築住宅は、その居住部分について一定の期間、固定資産税が2分の1に減額されます。(都市計画税は減額の対象にはなりません。)

●床面積要件

1. 居住部分の床面積が1戸につき50平方メートル(戸建以外の貸家住宅については、40平方メートル)以上280平方メートル以下。
 2. 併用住宅については、居住部分の床面積が全体の2分の1以上
- (注)居住部分の床面積が120平方メートル以上280平方メートル以下である場合は、120平方メートル相当分が減額の対象となります。

●減額期間

- ・一般住宅:新築後3年度分
- ・3階建以上の中高層耐火住宅等:新築後5年度分

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003735.html>

財務部 資産税課
 TEL:82-1111(内線 2261~2263)FAX:82-1164
 Mail:shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp



新居の取得

名 称	勤労者住宅資金利子補給金
担当部課	経済部 雇用労働課(市役所本庁舎 3 階)

●概要

自身が居住する住宅のための資金の借入に伴う支払い利息の一部を、2 年以内の期間で補助する制度です。

●要件

補給対象 限度額 300 万円	① 中央労働金庫(県内店舗)より住宅資金の融資を受けた方 ② 茅ヶ崎市に住民登録をしている方 ③ 事業所に勤務している方 ④ 本市に自分が居住する住宅を新築・増築・改築・購入をする方
補給対象 限度額 600 万円	上記条件に加え、次の要件を満たす方 ⑤ 建物の取得と共に土地の購入をした方 ⑥ 利子支払い開始の年の 1 月 1 日以前から茅ヶ崎市内に居住 又は市内に所在する同一の事業所に勤務している方

●補給額 次の①・②の計算式を比較して少ないほうの額を支給します。

①	市の定める 1 月当たりの補給額 × 償還期間(※)に借入金を償還した月数
②	償還期間(※)に支払った利子の額 × $\frac{\text{補給対象限度額 300 万円又は 600 万円}}{\text{借入金}}$

(※)1 月から 12 月。申請は、償還期間の翌年 2 月末まで。

●申請方法

対象となる方には、毎年申請時期に中央労働金庫からご案内が送付されますので、そのご案内に従って申請をしてください。

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/koyo/1007271/1007280.html>

経済部 雇用労働課
TEL:82-1111(内線 2371,2372)FAX:57-8377
Mail:koyouroudou@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	長期優良住宅の認定
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3 階)

●概要

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅(長期優良住宅)として、

- ①長期に使用するための構造躯体の劣化対策／耐震性／維持管理・更新の容易性／省エネルギー性等
- ②居住環境等への配慮 建築協定／景観計画 等
- ③住戸面積
- ④維持保全の期間・方法 等

これらの基準等に適合し、認定を受けた住宅について税の特例措置があります。

●対象者

上記の基準を満たす住宅をこれから新築・増改築しようとする方

●税の特例措置

- ・所得税(ローン減税)
- ・登録免許税
- ・不動産取得税
- ・固定資産税 等

※詳細な税の特例措置は、下記のHPを参照してください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000022.html

(国土交通省)



ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008182/1008212.html>

都市部 建築指導課

TEL:82-1111(内線 2321)FAX:57-8377

Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



新居の取得

名 称	長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度
担当部課	財務部 資産税課(市役所本庁舎2階)

●概要

新築された住宅のうち、一定の基準を満たす長期優良住宅の認定を受けた家屋については、固定資産税が2分の1に減額されます(都市計画税は減額の対象にはなりません。)

●要件(いずれにも該当)

- ①長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日(平成21年6月4日)から令和4年3月31日までの間に新築された住宅で、劣化対策、耐震性、可変性等の住宅性能が一定の基準を満たすものとして認定を受けた住宅
 - ②居住部分の床面積が1戸につき50平方メートル(戸建以外の貸家住宅については、40平方メートル)以上280平方メートル以下
 - ③併用住宅については、居住部分の床面積が全体の2分の1以上
- ※居住部分の床面積が120平方メートル以上280平方メートル以下である場合は、120平方メートル相当分が減額の対象となります。

●減額期間

- ・一般住宅:新築後5年度分
- ・3階建以上の中高層耐火住宅等:新築後7年度分

●申告に伴う必要書類

長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書、認定通知書(写し)

●申告期限、方法

建築した次の年の1月31日までに、長期優良住宅に対する固定資産税の減額対象の家屋については、長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書及び認定通知書(写し)を資産税課まで提出してください。なお、申請の際には、マイナンバーの番号記入が必要になります。

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003736.html>

財務部 資産税課
TEL:82-1111(内線 2261~2263)FAX:82-1164
Mail:shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	低炭素建築物の認定
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3階)

●概要

二酸化炭素の排出の抑制するための措置が講じられた建築物(低炭素建築物)として、
 ①エネルギーの使用の効率性その他の性能が、省エネ法の判断基準を超える誘導基準に適合
 ②低炭素化基本方針
 ③資金計画が適切
 これらの基準等に適合し、認定を受けた建築物について税等の特例措置があります。

●対象者

市街化区域等内において上記の基準を満たして、新築、増築、改築、修繕若しくは模様替えをしようとする方、又は建築物への空気調和設備等の設置、改修をしようとする方

●税の特例措置

認定のメリットは以下の通りです。
 ・税制の優遇措置が適用(所得税、登録免許税)
 ・低炭素化に資する措置(蓄電池、蓄熱槽の設置など)をとることにより通常の建築物の床面積を超える場合、当該建築物の延べ面積の20分の1を限度として容積率への不算入

※詳細な税の特例措置は、下記のHPを参照してください。
<http://www.mlit.go.jp/common/001089281.pdf>(国土交通省)



ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1012789/1012793.html>

都市部 建築指導課
 TEL: 82-1111(内線 2321)FAX:57-8377
 Mail:kenshidou@ciy.chigasaki.kanagawa.jp



新居の取得

名 称	みどりのまちなみ推進補助金
担当部課	都市部 景観みどり課(市役所本庁舎 3 階)

●概要

まちなかのみどりの創出、生物多様性への配慮、市民の皆様の緑化意識向上を目的として、沿道に樹木を植えていただいた方に購入費等の一部を補助金として交付します。

●対象者

茅ヶ崎市内の一戸建て住宅の土地を所有かつ居住し、その土地に樹木を植樹しようとする個人。

●要件

- ①道路から奥行 6m以内に対象樹木を植樹してください。
※条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ②地面からの高さが 60cm以上になるように植樹してください。
- ③プランターやコンテナ等への可動式の植樹は対象外です。

●補助金額

補助対象費用の合計額の 1/3 (100 円未満端数切り捨て)
補助限度額 5万円

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1034132.html>

都市部 景観みどり課
TEL: 82-1111(内線 2333、2334)FAX:57-8377
Mail:keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp

